

四半期決算短信様式・作成要領

平成 2 3 年 6 月

名古屋証券取引所

(目次)

(凡例)	3
(本様式・作成要領の適用時期)	3
■ 適時開示等規則に基づく開示義務	4
■ 四半期決算短信の基本的な構成等	4
■ 四半期決算短信(サマリー情報)【所定様式】	5
□ 四半期第1号様式〔日本基準〕(連結)	6
□ 四半期第2号様式〔日本基準〕(非連結)	8
□ 四半期第3号様式〔IFRS〕(連結)	10
□ 四半期第4号様式〔米国基準〕(連結)	12
□ 四半期第5号様式〔日本基準〕(連結)(特定2Q)	14
□ 四半期第6号様式〔日本基準〕(非連結)(特定2Q)	16
□ 四半期第7号様式〔IFRS〕(連結)(特定2Q)	18
(四半期決算短信(サマリー情報)の記載上の注意)	20
■ 四半期決算短信(サマリー情報)作成上の留意事項・要請事項	25
① 配当の状況の開示に関する留意事項	25
② 業績予想の開示について	26
③ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示について	26
■ 四半期決算短信(添付資料)の作成要領	27
① 名証が必須の内容として開示を要請する事項	27
② 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項	29
■ 四半期決算短信の開示要領	30
□ 1. 開示時期	30
〔四半期決算短信の開示時期について〕	30
〔四半期決算短信の開示時期の集中緩和について〕	30
〔四半期報告書の提出遅延について〕	30
〔四半期報告書の提出期限の延長に係る開示について〕	31
〔四半期決算短信の追加開示について〕	31
□ 2. TDnetへの登録ファイルについて	32
□ 3. 開示資料に関する留意事項・要請事項	33
〔他の項目の開示義務の対象となる内容を開示する場合の取扱い〕	33
〔合併等の組織再編行為により上場廃止となった場合の取扱い〕	33
〔わかりやすい決算発表資料の作成に関する要請〕	33
■ 四半期決算短信以外の対応	34
〔四半期決算短信以外の投資者ニーズを踏まえた対応について〕	34
〔四半期決算補足説明資料の公平な提供等について〕	34
〔環境、CSR、知的財産等に関連した報告書の開示について〕	34
● 決算短信・四半期決算短信の変更・訂正	35
● 決算短信・四半期決算短信の作成、開示にあたってのQ&A	40

(凡 例)

金 商 法・・・金融商品取引法
開 示 府 令・・・企業内容等の開示に関する内閣府令
財 表 規 則・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
連 結 財 規・・・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
四 半 期 財 規・・・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
四 半 期 連 結 財 規・・・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
中 間 財 規・・・中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
中 間 連 結 財 規・・・中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
適時開示等規則・・・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則
適時開示等規則取扱い・・・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い
I F R S・・・連結財規第 9 3 条に規定する指定国際会計基準

(本様式・作成要領の適用時期)

- ・本様式・作成要領は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の第 1 四半期決算に係る四半期決算短信から適用します（早期適用はできません）。

※ 平成 23 年 3 月末日以前に開始する事業年度の四半期決算に係る四半期決算短信については、従前の取扱いに従ってください。なお、同年 6 月 27 日より、T D n e t オンライン登録サイト上で作成する X B R L 及び P D F ファイルは新しい様式に切り替わります。平成 23 年 3 月末日以前に開始する事業年度の四半期決算に係る四半期決算短信を同年 6 月 27 日以降に開示する場合においては、次の取扱いにしたがって開示してください。

項目	取扱いの内容
サマリー P D F ファイル	・当取引所が提供する W o r d ファイル又は上場会社各社で用意した W o r d ファイル等により作成してください。
サマリー X B R L ファイル	・上記により作成したサマリー P D F ファイルに対応する項目を入力した、サマリー X B R L ファイルを提出してください。なお、サマリー P D F ファイルに対応する項目がサマリー X B R L 上に存在しない場合は、入力は不要です。 ※サマリー X B R L 上のみに存在する項目は空欄として差し支えありません。（ラジオボタンにより選択が必須とされている項目については、「無」を選択してください。） ※サマリー P D F ファイルに対応する入力事項については、サマリー P D F ファイルとサマリー X B R L ファイルの記載事項や記載内容に齟齬が生じないよう、十分に注意してください。

■ 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社は、「四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合」は、名証所定の「四半期決算短信（サマリー情報）」により、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【適時開示等規則第 4 条】

※ 開示後に、開示した内容に変更又は訂正すべき事情が生じた場合の取扱いについては、後述の「決算短信・四半期決算短信の変更・訂正」の項目を参照してください。

■ 四半期決算短信の基本的な構成等

- ・ 四半期決算短信は、四半期決算短信（サマリー情報）とその添付資料で構成されます。
- ・ 四半期決算短信（サマリー情報）は、適時開示等規則第 4 条の規定に基づき「四半期決算短信（サマリー情報）」（所定様式）を用いて開示してください。
- ・ 四半期決算短信（添付資料）は、最低限、名証が必須の内容として開示を要請する事項を添付資料において開示することが求められます。さらに、投資者ニーズを踏まえ、上場会社各社の経営成績又は財政状態に係る投資判断に有用な追加情報を適切に開示することが望まれます。
- ・ 上記のほか、四半期決算補足説明資料の作成や投資者への説明機会の確保など、四半期決算短信の開示以外の対応もあわせて行うことにより、投資者のニーズに応える適切な決算発表を行うことが望まれます。

【四半期決算短信の基本的な構成等】（※ 1）

四 半 期 決 算 短 信	サマリー情報	■ 名証所定の四半期決算短信（サマリー情報）
	添 付 資 料	■ 名証が必須の内容として開示を要請する事項（※２） ●添付資料の目次 ●サマリー情報（その他）に関する事項 ○四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 ○会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ●継続企業の前提に関する重要事象等 ●四半期連結財務諸表 ○四半期連結貸借対照表 ○四半期連結損益及び包括利益計算書（１ 計算書方式の場合）又は四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書（２ 計算書方式の場合） ○継続企業の前提に関する注記 ○株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
		■ 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項
四半期決算短信 以外の対応		■ 投資者ニーズを踏まえた対応

※ 1 上記は、連結財務諸表作成会社（日本基準）（特定事業会社を除く。）を念頭に置いたものです。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、I F R S 適用会社、米国基準適用会社及び特定事業会社の場合は、これに準じてください。

※ 2 具体的な要請事項については、後述の「四半期決算短信（添付資料）の作成要領 ①名証が必須の内容として開示を要請する事項」を参照してください。

■ 四半期決算短信（サマリー情報）【所定様式】

- ・ 四半期決算短信（サマリー情報）の様式は、以下の 7 種類となります。適用する会計基準等に応じたものを使用してください。

☐ 四半期第 1 号様式〔日本基準〕（連結）
☐ 四半期第 2 号様式〔日本基準〕（非連結）
☐ 四半期第 3 号様式〔I F R S〕（連結）
☐ 四半期第 4 号様式〔米国基準〕（連結）
☐ 四半期第 5 号様式〔日本基準〕（連結）（特定 2 Q）
☐ 四半期第 6 号様式〔日本基準〕（非連結）（特定 2 Q）
☐ 四半期第 7 号様式〔I F R S〕（連結）（特定 2 Q）

※ 上記区分に該当しない場合は、名証が都度定める様式により開示するものとします。

□ 四半期第 1 号様式〔日本基準〕(連結)

平成**年 * 月期 第 * 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成**年**月**日

上 場 会 社 名 ○○○○○○株式会社

上場取引所 東・大・名・福・札

コ ー ド 番 号 ****

URL http://

代 表 者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○

問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日

配当支払開始予定日 平成**年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年 * 月期第 * 四半期の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売 上 高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期第 * 四半期								
**年 * 月期第 * 四半期								

(注) 包括利益 **年 * 月期第 * 四半期 百万円 (%) **年 * 月期第 * 四半期 百万円 (%)

	1 株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
**年 * 月期第 * 四半期		
**年 * 月期第 * 四半期		

(2) 連結財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年 * 月期第 * 四半期			
**年 * 月期			

(参考) 自己資本 **年 * 月期第 * 四半期 百万円 **年 * 月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 * 月期					
**年 * 月期					
**年 * 月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年 * 月期の連結業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、通期は対前期、第 2 四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売 上 高		営業利益		経常利益		当期純利益		1 株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第 2 四半期(累計)									
通 期									

(注) 直前に公表されている業績予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

4. その他

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) : 有・☐無
新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・☐無

- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・☐無
② ①以外の会計方針の変更 : 有・☐無
③ 会計上の見積りの変更 : 有・☐無
④ 修正再表示 : 有・☐無

- (4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

□ 四半期第 2 号様式〔日本基準〕(非連結)

平成**年 * 月期 第 * 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成**年**月**日

上 場 会 社 名 ○○○○○○株式会社

上場取引所 東・大・名・福・札

コ ー ド 番 号 ****

URL http://

代 表 者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○

問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日

配当支払開始予定日 平成**年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年 * 月期第 * 四半期の業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売 上 高		営 業 利 益		経 常 利 益		四 半 期 純 利 益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期第 * 四半期								
**年 * 月期第 * 四半期								

	1 株 当 た り 四 半 期 純 利 益	潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 た り 四 半 期 純 利 益
	円 銭	円 銭
**年 * 月期第 * 四半期		
**年 * 月期第 * 四半期		

(2) 財政状態

	総 資 産	純 資 産	自 己 資 本 比 率
	百万円	百万円	%
**年 * 月期第 * 四半期			
**年 * 月期			

(参考) 自己資本 **年 * 月期第 * 四半期 百万円 **年 * 月期 百万円

2. 配当の状況

	年 間 配 当 金				
	第 1 四 半 期 末	第 2 四 半 期 末	第 3 四 半 期 末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 * 月期					
**年 * 月期					
**年 * 月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年 * 月期の業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、通期は対前期、第 2 四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売 上 高		営 業 利 益		経 常 利 益		当 期 純 利 益		1 株 当 た り 当 期 純 利 益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第 2 四 半 期 (累 計)									
通 期									

(注) 直前に公表されている業績予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

4. その他

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・☐無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・☐無② ①以外の会計方針の変更 : 有・☐無③ 会計上の見積りの変更 : 有・☐無④ 修正再表示 : 有・☐無

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

**年*月期*Q	株	**年*月期	株
----------	---	--------	---

② 期末自己株式数

**年*月期*Q	株	**年*月期	株
----------	---	--------	---

③ 期中平均株式数(四半期累計)

**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株
----------	---	----------	---

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

□ 四半期第 3 号様式〔IFRS〕(連結)

平成**年*月期 第*四半期決算短信〔IFRS〕(連結)

平成**年**月**日

上場会社名 ○○○○○○株式会社

上場取引所 東・大・名・福・札

コード番号 ****

URL http://

代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○

問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日

配当支払開始予定日 平成**年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☐有・無四半期決算説明会開催の有無 : ☐有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年*月期第*四半期の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		税引前利益		四半期利益		親会社の所有者に 帰属する四半期利益	四半期包括利益 合計額
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期第*四半期										
**年*月期第*四半期										

	基本的 1 株当たり 四半期利益	希薄化後 1 株当たり 四半期利益
	円 銭	円 銭
**年*月期第*四半期		
**年*月期第*四半期		

(2) 連結財政状態

	資産合計	資本合計	親会社の所有者に 帰属する持分	親会社所有者 帰属持分比率
	百万円	百万円	百万円	%
**年*月期第*四半期				
**年*月期				

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年*月期					
**年*月期					
**年*月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : ☐有・無

3. 平成**年*月期の連結業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、通期は対前期、第 2 四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		税引前利益		当期利益		親会社の所有者に 帰属する当期利益	基本的 1 株当たり 当期利益 (予想)
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	円 銭
第 2 四半期(累計)										
通 期										

(注) 直前に公表されている業績予想からの修正の有無 : ☐有・無

4. その他

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) : 有・☒無

新規 社 (社名)

、除外 社 (社名)

- (2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更

① I F R Sにより要求される会計方針の変更 : 有・☒無② ①以外の会計方針の変更 : 有・☒無③ 会計上の見積りの変更 : 有・☒無

- (3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

□ 四半期第 4 号様式〔米国基準〕(連結)

平成**年 * 月期 第 * 四半期決算短信〔米国基準〕(連結)

平成**年**月**日

上 場 会 社 名 ○○○○○○株式会社

上場取引所 東・大・名・福・札

コ ー ド 番 号 ****

URL http://

代 表 者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○

問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日

配当支払開始予定日 平成**年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満四捨五入)

1. 平成**年 * 月期第 * 四半期の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売 上 高		営業利益		税引前四半期純利益		当社株主に帰属する 四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期第 * 四半期								
**年 * 月期第 * 四半期								

(注) 四半期包括利益 **年 * 月期第 * 四半期 百万円 (%) **年 * 月期第 * 四半期 百万円 (%)

	1株当たり当社株主に 帰属する四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当社株主に 帰属する四半期純利益
	円 銭	円 銭
**年 * 月期第 * 四半期		
**年 * 月期第 * 四半期		

(2) 連結財政状態

	総 資 産	資本合計 (純資産)	株主資本	株主資本比率
	百万円	百万円	百万円	%
**年 * 月期第 * 四半期				
**年 * 月期				

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 * 月期					
**年 * 月期					
**年 * 月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年 * 月期の連結業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	売 上 高		営業利益		税引前当期純利益		当社株主に帰属 する当期純利益	1株当たり当社株主 に帰属する当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	円 銭
第2四半期(累計)								
通 期								

(注) 直前に公表されている業績予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

4. その他

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 有・☐無
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

- (2) 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 : 有・☐無

(3) 会計方針の変更

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 : 有・☐無
 ② ①以外の変更 : 有・☐無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

□ 四半期第 5 号様式〔日本基準〕(連結) (特定 2 Q)

平成**年*月期 第 2 四半期 (中間期) 決算短信〔日本基準〕(連結)

平成**年**月**日

上場会社名 ○○○○○○株式会社

上場取引所 東・大・名・福・札

コード番号 ****

URL http://

代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○

問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日

配当支払開始予定日 平成**年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年*月期第 2 四半期 (中間期) の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績

(%表示は、対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期中間期						
**年*月期中間期						

(注) 包括利益 **年*月期中間期 百万円 (%) **年*月期中間期 百万円 (%)

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
**年*月期中間期		
**年*月期中間期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	連結自己資本比率 (第一基準)
	百万円	百万円	%	%
**年*月期中間期				
**年*月期				

(参考) 自己資本 **年*月期中間期 百万円 **年*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年*月期					
**年*月期					
**年*月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年*月期の連結業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期							

(注) 直前に公表されている業績予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

4. その他

(1) 当中間期における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） : 有・☐無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・☐無
 ② ①以外の会計方針の変更 : 有・☐無
 ③ 会計上の見積りの変更 : 有・☐無
 ④ 修正再表示 : 有・☐無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期中間期	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期中間期	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(中間期)	**年*月期中間期	株	**年*月期中間期	株

(個別業績の概要)

1. 平成**年*月期第2四半期（中間期）の個別業績（平成**年**月**日～平成**年**月**日）

(1) 個別経営成績 (％表示は、対前年中間期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％
**年*月期中間期								
**年*月期中間期								

	1株当たり 中間純利益
	円 銭
**年*月期中間期	
**年*月期中間期	

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	％
**年*月期中間期			
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期中間期 百万円 **年*月期 百万円

2. 平成**年*月期の個別業績予想（平成**年**月**日～平成**年**月**日）

(％表示は、対前期増減率)

	営業収益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	円 銭
通 期							

※ 中間監査手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

□ 四半期第 6 号様式〔日本基準〕(非連結) (特定 2 Q)

平成**年 * 月期 第 2 四半期 (中間期) 決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成**年**月**日

上 場 会 社 名 ○○○○○○株式会社

上場取引所 東・大・名・福・札

コ ー ド 番 号 ****

URL http://

代 表 者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○

問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日

配当支払開始予定日 平成**年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年 * 月期第 2 四半期 (中間期) の業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 経営成績

(%表示は、対前年中間増減率)

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期中間期						
**年 * 月期中間期						

	1 株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
**年 * 月期中間期		
**年 * 月期中間期		

(2) 財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率	自己資本比率 (第一基準)
	百万円	百万円	%	%
**年 * 月期中間期				
**年 * 月期				

(参考) 自己資本 **年 * 月期中間期 百万円 **年 * 月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 * 月期					
**年 * 月期					
**年 * 月期 (予想)					

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年 * 月期の業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(%表示は、対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1 株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期							

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

4. その他

(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・☐無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有・☐無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有・☐無
- ④ 修正再表示 : 有・☐無

(2) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数(中間期)

**年*月期中間期	株	**年*月期	株
**年*月期中間期	株	**年*月期	株
**年*月期中間期	株	**年*月期中間期	株

※ 中間監査手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

□ 四半期第 7 号様式〔IFRS〕(連結) (特定 2 Q)

平成**年 * 月期 第 2 四半期 (中間期) 決算短信〔IFRS〕(連結)

平成**年**月**日

上 場 会 社 名 ○○○○○○株式会社

上場取引所 東・大・名・福・札

コ ー ド 番 号 ****

URL http://

代 表 者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○

問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

四半期報告書提出予定日 平成**年**月**日

配当支払開始予定日 平成**年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : ☒ 有・無四半期決算説明会開催の有無 : ☒ 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成**年 * 月期第 2 四半期 (中間期) の連結業績 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(1) 連結経営成績

(％表示は、対前年中間期増減率)

	売 上 高		営業利益		税引前利益		中間利益		親会社の所有者に 帰属する中間利益	中間包括利益 合計額
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％
**年 * 月期中間期										
**年 * 月期中間期										

	基本的 1 株当たり 中間利益	希薄化後 1 株当たり 中間利益
	円 銭	円 銭
**年 * 月期中間期		
**年 * 月期中間期		

(2) 連結財政状態

	資産合計	資本合計	親会社の所有者に 帰属する持分	親会社所有者 帰属持分比率	自己資本比率 (第一基準)
	百万円	百万円	百万円	％	％
**年 * 月期中間期					
**年 * 月期					

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 * 月期					
**年 * 月期					
**年 * 月期 (予想)					

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

3. 平成**年 * 月期の連結業績予想 (平成**年**月**日～平成**年**月**日)

(％表示は、通期は対前期増減率)

	売 上 高		営業利益		税引前利益		当期利益		親会社の所有者に 帰属する当期利益	基本的 1 株当たり 当期利益 (予想)
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	円 銭
通 期										

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : ☒ 有・無

4. その他

(1) 当中間期における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） : 有・☐無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更

- ① IFRSにより要求される会計方針の変更 : 有・☐無
 ② ①以外の会計方針の変更 : 有・☐無
 ③ 会計上の見積りの変更 : 有・☐無

(3) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数（自己株式を含む）
 ② 期末自己株式数
 ③ 期中平均株式数（中間期）

**年*月期中間期	株	**年*月期	株
**年*月期中間期	株	**年*月期	株
**年*月期中間期	株	**年*月期中間期	株

（個別業績の概要）

1. 平成**年*月期第2四半期（中間期）の個別業績（平成**年**月**日～平成**年**月**日）

(1) 個別経営成績 (%表示は、対前年中間期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期中間期								
**年*月期中間期								

	1株当たり 中間純利益
	円 銭
**年*月期中間期	
**年*月期中間期	

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年*月期中間期			
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期中間期 百万円 **年*月期 百万円

2. 平成**年*月期の個別業績予想（平成**年**月**日～平成**年**月**日）

(%表示は、対前期増減率)

	営業収益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期							

※ 中間監査手続の実施状況に関する表示

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意)

※ 以下の事項は、原則として、四半期第 1 号様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）（特定事業会社においては、四半期第 5 号様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準））を念頭において作成しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、I F R S 適用会社及び米国基準適用会社の場合は、特記事項を除き、これに準じてください。

全般	
(ページ番号等の表示)	・ 四半期決算短信（サマリー情報）にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。
(ロゴマーク等の表示)	・ 自社ロゴマーク等を表示することができます。 ・ 公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、1 ページ目の右上に会員マークを表示してください。 ※適時開示等規則第 9 条の 2、同取扱い 5 を参照してください。 ※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
(勘定科目の変更、追加情報の記載等)	・ 様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、これに相当する勘定科目を記載してください（例えば、「売上高」に代えて「営業収益」を記載するなど）。 ・ 1 ページ目に「3. 連結業績予想」までを記載し、原則としてすべての情報が 2 ページ内に納まるようにしてください。 ・ 四半期決算短信（サマリー情報）には、様式に定める内容のほか、ハイライト情報など投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができます（各項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄に記載又は 3 ページ目を追加して記載してください）。
(端数等の処理)	・ 百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てすることとしていますが、百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。 ・ 銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。 ・ %（パーセント）で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入してください。
(前年度に係る数値の記載)	・ 前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正等（遡及修正等）を反映させた数値を記載してください。
(当四半期から I F R S を適用する場合) 【第 3 号様式】	・ 当四半期から I F R S を適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。 ・ 連結経営成績における前四半期欄及び連結財政状態における前年度末欄については、I F R S に基づく数値を記載してください。
(当四半期に I F R S による前年度の連結財務諸表を併せて開示する場合) 【第 3 号様式】	・ 当四半期において、I F R S により前年度の連結財務諸表を開示する場合は、上記「(当四半期から I F R S を適用する場合)」の対応を取ることに加え、前年度の決算短信（サマリー情報）（通期第 3 号様式）を開示してください（当該決算短信は第 1 四半期決算短信においてのみ開示することとし、第 2 及び第 3 四半期決算短信での開示は不要です）。
表題等部分	
(配当支払開始予定日)	・ 決算発表日現在における当四半期連結会計期間末を基準日とする配当の支払開始予定日を記載してください。 ・ 配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・ 当四半期連結会計期間末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」と記載してください。 ※決算発表後に配当支払開始日の変更が生じた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。
【第 5 号様式】 【第 6 号様式】 【第 7 号様式】	・ 決算発表日現在における当中間期末を基準日とする配当の支払開始予定日を記載してください。 ・ 配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・ 当中間期末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」と記載してください。 ※決算発表後に配当支払開始日の変更が生じた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。
(四半期報告書提出予定日)	・ 決算発表日現在における四半期報告書の提出予定日を記載してください。 ※決算発表後に四半期報告書提出日の変更が生じた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。
(四半期決算補足説明資料作成の有無)	・ 四半期決算に係る説明会資料などの四半期決算補足説明資料の作成（作成を予定している場合を含む。）の有無を記載してください。
(四半期決算説明会開催の有無)	・ 四半期決算に係る説明会の開催の有無（開催を予定している場合を含む。）を記載してください。 ※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「四半期決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。

連結経営成績及び連結財政状態	
(開示対象期間)	・連結経営成績は、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間について記載してください。 ・連結財政状態は、当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。
【第 5 号様式】 【第 6 号様式】 【第 7 号様式】	・連結経営成績は、当中間期及び前年中間期について記載してください。 ・連結財政状態は、当中間期末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。
(1 株当たり指標)	・1 株当たり指標は、「一株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号) 及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号) に基づき算出した数値を記載してください。
【第 3 号様式】	・基本的 1 株当たり四半期利益及び希薄化後 1 株当たり四半期利益は、「1 株当たり利益」(IAS 第 3 3 号) に基づき算定した数値を記載してください。 ・1 株当たり四半期利益は、「親会社の所有者に帰属する四半期利益」に基づき算定された数値を記載してください。
【第 4 号様式】	・1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益は、ASC Topic 260 「1 株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。
【第 7 号様式】	・基本的 1 株当たり中間利益及び希薄化後 1 株当たり中間利益は、「1 株当たり利益」(IAS 第 3 3 号) に基づき算定した数値を記載してください。 ・1 株当たり中間利益は、「親会社の所有者に帰属する中間利益」に基づき算定された数値を記載してください。
(指標の計算方法)	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・総 資 産 = 資産合計 ・純 資 産 = 純資産合計 ・自己資本 = 純資産合計－新株予約権－少数株主持分 ・自己資本比率 = (自己資本／総資産) × 100
【第 3 号様式】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$
【第 4 号様式】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・株主資本 = 期末資本合計 (純資産)－期末非支配持分 ・株主資本比率 = (株主資本／総資産) × 100
【第 5 号様式】 【第 6 号様式】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・総 資 産 = 資産合計 ・純 資 産 = 純資産合計 ・自己資本 = 純資産合計－新株予約権－少数株主持分 ・自己資本比率 = (自己資本／総資産) × 100 ※連結自己資本比率 (第一基準) は、平成 18 年金融庁告示第 19 号、第 20 号若しくは第 21 号に基づき算定してください。 ※保険業については、連結自己資本比率 (第一基準) の開示は対象外となります。
【第 7 号様式】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$ ※連結自己資本比率 (第一基準) は、平成 18 年金融庁告示第 19 号、第 20 号若しくは第 21 号に基づき算定してください。 ※保険業については、連結自己資本比率 (第一基準) の開示は対象外となります。
(営業利益及び税引前利益)	・営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
【第 3 号様式】 【第 7 号様式】	
配当の状況	
(配当の状況)	・当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 ・配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・定款に四半期配当の定めがある場合は「0. 00」 ・定款に四半期配当の定めがない場合は「－」 ・年 5 回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当の状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に 3 ページ目を追加して記載し

	てください。 ※名証からの要請（■ 四半期決算短信（サマリー情報）作成上の留意事項・要請事項 ①配当の状況の開示に関する留意事項）を参照してください。
(配当予想)	・前年度に係る決算短信において当期配当予想を開示している場合、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を開示してください。 ・四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている配当予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。 ・配当予想額が未定の場合は「－」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載してください。 ・配当予想を開示しない場合は「－」を記入し、欄外に配当予想を開示しない旨を記載したうえで、配当予想額を開示しない理由をサマリー情報又は添付資料に記載してください。
連結業績予想	
(連結業績予想)	・前年度に係る決算短信において当期業績予想を開示している場合、業績予想欄において、最新の当期業績予想値を開示してください。 ・四半期決算短信の開示と同日に業績予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている業績予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。 ・業績予想を開示しない場合は「－」を記入し、欄外に業績予想を開示しない旨を記載したうえで、業績予想額を開示しない理由をサマリー情報又は添付資料に記載してください。
その他	
(当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動)	・当四半期連結累計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社（開示府令第 19 条第 10 号に規定する特定子会社）の異動の有無を記載してください。 ・異動がある場合は「有」とした上で、新たに連結範囲の対象となった特定子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された特定子会社の社数及び社名を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
(当中間期における重要な子会社の異動) 【第 5 号様式】 【第 7 号様式】	・当中間期における連結範囲の変更を伴う特定子会社（開示府令第 19 条第 10 号に規定する特定子会社）の異動の有無を記載してください。 ・異動がある場合は「有」とした上で、新たに連結範囲の対象となった特定子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された特定子会社の社数及び社名を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	・四半期連結財規第 12 条に規定する「四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理」の適用の有無を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
(簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用) 【第 4 号様式】	・簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
(会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示)	・当四半期連結累計期間における四半期連結財規第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 に規定する会計方針の変更、四半期連結財規第 10 条の 4 に規定する会計上の見積りの変更及び四半期連結財規第 10 条の 6 に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・四半期連結財規第 10 条の 5 に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を、いずれも「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
(会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示) 【第 2 号様式】	・当四半期累計期間における四半期財規第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する会計方針の変更、四半期財規第 5 条の 3 に規定する会計上の見積りの変更及び四半期財規第 5 条の 5 に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・四半期財規第 5 条の 4 に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と

	区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を、いずれも「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
(会計方針の変更・会計上の見積りの変更) 【第 3 号様式】	・当四半期連結累計期間における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、I F R S により要求される会計方針の変更 (I A S 第 8 号第 1 4 項 (a)) とそれ以外の変更 (I A S 第 8 号第 1 4 項 (b)) に分けて、その有無を記載してください。 ※ 必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
(会計方針の変更) 【第 4 号様式】	・当四半期連結累計期間における会計方針の変更 (A S C T o p i c 2 5 0 「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項)の有無を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
(会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示) 【第 5 号様式】	・当中間期における中間連結財規第 1 1 条の 2 及び第 1 1 条の 3 に規定する会計方針の変更、中間連結財規第 1 1 条の 5 に規定する会計上の見積りの変更及び中間連結財規第 1 1 条の 7 に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・中間連結財規第 1 1 条の 6 に該当する場合 (会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を、いずれも「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
(会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示) 【第 6 号様式】	・当中間期における中間財規第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する会計方針の変更、中間財規第 5 条の 2 の 3 に規定する会計上の見積りの変更及び中間財規第 5 条の 2 の 5 に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・中間財規第 5 条の 2 の 4 に該当する場合 (会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を、いずれも「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
(会計方針の変更・会計上の見積りの変更) 【第 7 号様式】	・当中間期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、I F R S により要求される会計方針の変更 (I A S 第 8 号第 1 4 項 (a)) とそれ以外の変更 (I A S 第 8 号第 1 4 項 (b)) に分けて、その有無を記載してください。 ※ 必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
(発行済株式数)	・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数 (自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数 (1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。 ※株式数は 1 株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
【第 3 号様式】	・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数 (自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数 (基本的 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記

	載してください。 ※株式数は 1 株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
【第 4 号様式】	・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1 株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は 1 株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
【第 5 号様式】 【第 6 号様式】	・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数（1 株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は 1 株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
【第 7 号様式】	・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数（基本的 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は 1 株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
個別業績の概要	
(個別情報)	・「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。 ※「自己資本」は「純資産合計－新株予約権」となります。 ※上場会社が投資者ニーズを踏まえた上で、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。
特記事項	
(四半期レビュー手続の実施状況に関する表示)	・名証からの要請（■ 四半期決算短信（サマリー情報）作成上の留意事項・要請事項 ③四半期レビュー手続の実施状況に関する表示について）を参照してください。
(業績予想の適切な利用に関する説明)	・名証からの要請（■ 四半期決算短信（サマリー情報）作成上の留意事項・要請事項 ②業績予想の開示について）を参照してください。
(その他特記事項)	・必要に応じて、四半期決算補足説明資料や説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法を記載してください。 ・投資者が四半期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

■ 四半期決算短信（サマリー情報）作成上の留意事項・要請事項

① 配当の状況の開示に関する留意事項

〔会社法上の配当規制との関係について〕

- ・ 会社法上、剰余金の配当の配当原資は、剰余金を確定する手続が事業年度に係る計算書類について行われることを踏まえて、配当の効力発生日における分配可能額（最終事業年度末日の剰余金を基礎としてそれに一定の金額を加減算して算出した金額（※））とされています。

（※）最終事業年度末日以降の損益は反映させない（ただし、臨時決算により確定した場合は反映させる）こととされています。

- ・ 具体的には、基準日の設定方法は種々ありますが、3月期決算会社が第2四半期末と決算期末を基準日として、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う場合を一例として挙げれば、
 - ・ X 2 年 3 月末日を基準日とする期末配当（②）は、X 2 年 6 月の効力発生であるため、配当原資はその直前の事業年度末日である X 2 年 3 月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額となります（会社法第 4 5 3 条、同第 4 6 1 条）。
 - ・ X 2 年 9 月末日を基準日とする中間配当（③）も、X 2 年 1 1 月の効力発生であるため、②と同じく、配当原資はその直前の事業年度末日である X 2 年 3 月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額となります（会社法第 4 5 4 条第 5 項、同第 4 6 1 条）。

【例】 3 月期決算会社が期末配当と中間配当を行う場合の例

	①	②	③	④
名称	中間配当	期末配当	中間配当	期末配当
基準日	X 1 年 9 月末日	X 2 年 3 月末日	X 2 年 9 月末日	X 3 年 3 月末日
配当支払日	X 1 年 1 1 月	X 2 年 6 月	X 2 年 1 1 月	X 3 年 6 月
配当原資	X 1 年 3 月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	X 2 年 3 月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	X 2 年 3 月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額	X 3 年 3 月末日の剰余金を基礎として算出した分配可能額

- ・ 一方、四半期決算短信の配当記載欄の表示については、投資者の便宜を考慮して、この配当原資による区分ではなく、基準日による区分にしたがって表示することとしています。具体的には、四半期決算短信の配当記載欄において、X 2 年 3 月期の記載欄には、X 2 年 3 月期（X 1 年 4 月～X 2 年 3 月）に基準日が属する配当として、①②の配当を記載し、X 3 年 3 月期の記載欄には、X 3 年 3 月期（X 2 年 4 月～X 3 年 3 月）に基準日が属する配当として、③④の配当を記載することとしています。

② 業績予想の開示について

- ・ 名証では、業績予想の開示及び業績予想の適切な利用に関する説明の記載を要請しています。
- ・ 具体的な要請事項は、以下のとおりです。

項目	具体的な要請事項
業績予想の適切な利用に関する説明	・ 投資者が将来の予測情報である業績予想を適切に利用できるようにするため、実績を業績予想から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来情報の利用に関する注意文言を投資者が分かりやすいように記載してください。 ・ 業績予想の背景、前提条件等の説明について、添付資料の「経営成績に関する分析」を参照する旨と参照ページを記載してください。 〔記載例〕 ①リスク要因に言及する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。 (1)・・・ (2)・・・ 業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P.〇〇「経営成績に関する分析」をご覧ください。 ②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料 P.〇〇「経営成績に関する分析」をご覧ください。

③ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示について

- ・ 四半期決算短信において開示される四半期財務諸表については、金商法上の四半期レビュー手続の対象ではありませんが、投資者に対して注意喚起を行う観点から、名証では、四半期決算短信において四半期連結財務諸表を開示する際には、四半期報告書で開示される財務諸表の四半期レビュー手続の実施状況を表示することを要請しています。

※ 名証からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

- ・ 具体的には、四半期決算短信（サマリー情報）において、以下の記載例のように表示することが考えられます。

（記載例）

- ・ この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、四半期財務諸表に対する四半期レビュー手続が実施中です。
- ・ この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続が実施中です。
- ・ この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。
- ・ この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。

※四半期レビュー手続に関して公認会計士等との間に大きな意見の隔たりがあるなど、投資者に誤解が生じ得る特段の事情があるときには、その事情等について開示することが考えられます。

■ 四半期決算短信（添付資料）の作成要領

- ・ 四半期決算短信（添付資料）の内容は、名証が必須の内容として開示を要請する事項を除き、上場会社に対する投資者ニーズを踏まえて開示内容を判断してください。

① 名証が必須の内容として開示を要請する事項

- ・ 名証では、四半期決算短信の開示に際しての必須の添付資料として、以下の事項の開示を要請しています。

※ 名証からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

※ 以下の事項は、原則として、四半期第 1 号様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）（特定事業会社においては、四半期第 5 号様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準））を念頭において作成しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、I F R S 適用会社及び米国基準適用会社の場合は、特記事項を除き、これに準じて作成してください。

項目	具体的な要請事項
全般	
（ページ番号の表示）	・ 決算短信（添付資料）には、ページ番号を付してください。 ※ サマリー情報と通番にしないでください。
（ヘッダー情報の表示）	・ 決算短信（添付資料）には、ページ毎にヘッダー情報を付してください。 [ヘッダー (例)] 株〇〇 (1234) 平成〇年〇月期 第〇四半期決算短信
（添付資料の目次）	・ 決算短信（添付資料）には、目次を付けてください。 [目次 (例)] 1. 当四半期決算に関する定性的情報 P. XX (1) 連結経営成績に関する定性的情報 P. XX (2) 連結財政状態に関する定性的情報 P. XX (3) 連結業績予想に関する定性的情報 P. XX 2. サマリー情報（その他）に関する事項 P. XX (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 P. XX (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 P. XX (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 P. XX 3. 継続企業の前提に関する重要事象等の概要 P. XX 4. 四半期連結財務諸表等 P. XX (1) 四半期連結貸借対照表 P. XX (2) 四半期連結損益及び包括利益計算書 P. XX (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 P. XX (4) 継続企業の前提に関する注記 P. XX (5) セグメント情報等 P. XX (6) 株主資本の変動に著しい変動があった場合の注記 P. XX (7) 重要な後発事象 P. XX 5. 補足情報 P. XX (1) 生産、受注及び販売の状況 P. XX (2) 設備投資、減価償却費、研究開発費の推移 P. XX
サマリー情報（その他）に関する事項	
（四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用）	・ サマリー情報「4. その他（2）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」（四半期第 2 号様式においては「4. その他（1）四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」）において「有」とした場合は、重要なものの内容を記載してください（重要性の判断は、四半期報告書への記載の要否を基準としてください）。 ※ 該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
（簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用） 【第 4 号様式】	・ サマリー情報「4. その他（2）簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」において「有」とした場合は、両会計処理を区分した上で、重要なものの内容を記載してください。 ※ 該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
（会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示）	・ サマリー情報「4. その他（3）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」（四半期第 2 号様式及び四半期第 5 号様式においては「4. その他（2）」、四半期第 6 号様式においては「4. その他（1）」）において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※ 該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
（会計方針の変更・会計上の見積りの変更） 【第 3 号様式】	・ サマリー情報「4. その他（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※ 該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。

【第 7 号様式】 (会計方針の変更) 【第 4 号様式】	・サマリー情報「4. その他 (3) 会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容 (損益に与える影響額を含む) を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
継続企業の前提に関する重要事象等	・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象 (以下「重要事象等」という。) が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 ・重要事象等が存在する旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
四半期連結財務諸表	
(全般)	・投資者の投資判断に支障が生じない範囲で要約しても差し支えありません。
(開示内容)	・以下の内容を記載してください。 ・四半期連結貸借対照表 ・四半期連結損益及び包括利益計算書 (1 計算書方式の場合) 又は四半期連結損益計算書及び四半期包括利益計算書 (2 計算書方式の場合) ・継続企業の前提に関する注記 ・株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ※継続企業の前提に関する注記及び株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記について、該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
【第 3 号様式】	・以下の内容を記載してください。 ・要約四半期連結財政状態計算書 ・要約四半期連結包括利益計算書 (単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書) ・要約四半期連結持分変動計算書 ※当四半期より I F R S を適用する場合は、当四半期及び前年同四半期における財務諸表に加え、前年同四半期及び前期における日本基準と I F R S との間の調整表を開示してください。
【第 5 号様式】 【第 6 号様式】	・以下の内容を記載してください。 ・中間連結貸借対照表 ・中間連結損益及び包括利益計算書 (1 計算書方式の場合) 又は中間連結損益計算書及び中間包括利益計算書 (2 計算書方式の場合) ・中間連結株主資本等変動計算書 ・継続企業の前提に関する注記 ※継続企業の前提に関する注記について、該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
【第 7 号様式】	・以下の内容を記載してください。 ・要約中間連結財政状態計算書 ・要約中間連結包括利益計算書 (単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書) ・要約中間連結持分変動計算書

② 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項

- ・ 名証は、上場会社に対し、四半期決算短信の開示に際して、必須の添付資料のほか、上場会社各社の経営成績及び財政状態に係る投資判断への有用性を踏まえた、適切な追加情報を開示するよう要請しています。

※ 「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」とは、I R 活動等を通じて上場会社が日常的に接している投資者（投資者のために投資判断情報の分析・提供を行う証券アナリストその他の情報仲介者等を含む。）のニーズに応じ、よりの確な形式及び内容によって決算内容の開示を行っていただくとともに、上場会社における開示資料の作成負担（補足説明資料等の作成に伴う二重作業の負担、投資判断上の有用性が低い情報の早期作成に伴う作業負担等）を軽減する観点から、原則として、上場会社の判断によって、投資者ニーズに応じた的確な開示内容を選択するものと整理された事項であり、名証が共通に開示を求める最低限の事項を除く内容を指しています。

※ 上場会社は、継続的な I R 活動などを通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行い、投資者ニーズの把握に努め、適切な開示を行うようにしてください。

- ・ 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項の具体例として考えられる事項は、以下のとおりです。

（具体例）

- ・ 経営成績に関する説明（定性的情報）
 - ：生産、販売、損益など業績全般に関する説明や、セグメント・事業分野別の動向に関する分析、当四半期の業績に重要な影響を与えたと判断する事実、取引、契約並びに経済的な環境変化の内容及び影響の程度、四半期決算に関する特性、季節変動要因等
- ・ 財政状態に関する説明（定性的情報）
 - ：資産、負債、純資産及びキャッシュ・フロー等の状況に関する分析（増減の状況及びその主な要因）等
- ・ 業績予想に関する説明（定性的情報）
 - ：生産、販売、損益など、当期業績の状況に関する分析、業績に大きな影響を与える可能性のある要因・事象、業績予想の前提条件の変化等
- ・ 名証が必須の内容として開示を要請する事項以外の四半期連結財務諸表（四半期会計期間に係る四半期連結損益及び包括利益計算書（1 計算書方式による場合）又は四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書（2 計算書方式による場合）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報、その他の注記等）
- ・ 四半期個別財務諸表及び注記事項
- ・ 経営管理上重要な指標
- ・ 生産、受注及び販売の状況
- ・ 設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値
- ・ 主要な連結子会社の業績の概況 等

■ 四半期決算短信の開示要領

□ 1. 開示時期

〔四半期決算短信の開示時期について〕

- ・ 上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。上場会社は、投資者ニーズを踏まえた適切な時期に開示することが望まれます。
- ※ 投資者ニーズを把握するように努めるとともに、これに的確に応える開示を行うようにしてください。IR活動や記者会見等を通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行うよう努めることが望まれます。
- ※ 四半期決算の内容が定まったにも関わらず開示時期を遅らせることはできません。また、従来の開示時期をいたずらに遅らせることは適当とは考えられません。上場会社内部における重要な会社情報の滞留を解消する観点や、投資者に早期に情報提供を行うことは一般的に望ましいと考えられることから、開示可能となった段階で速やかに開示することが望まれます。
- ※ 金商法上、四半期報告書を四半期末後 4 5 日以内に提出しなければならないことから、遅くとも、四半期報告書の提出までには、四半期決算短信の開示を行うことが必要となります。

〔四半期決算短信の開示時期の集中緩和について〕

- ※ 金商法上、四半期報告書を四半期末後 4 5 日以内に提出しなければならないことから、遅くとも、四半期報告書の提出までには、四半期決算短信の開示を行うことが必要となります。
- ・ 名証は、これまでも四半期決算発表の集中緩和に向けた対応を上場会社に要請していますが、四半期決算発表の集中が見込まれる時期（月末、週末、四半期末後 4 5 日目）をできる限り避けて発表日を設定するよう要請しています。四半期決算発表当日については、午後 3 時台に発表が特に集中する傾向があることから、できる限りピーク時を避けた時間帯に発表するよう要請しています。
- ・ 四半期決算の内容が定まった場合は、立会時間中であるか否かを問わず、速やかに開示を行うことにより、できる限りピークタイムを避け、午前中などの混雑度が比較的低い時間帯に四半期決算発表を行うようお願いいたします。
- ・ 特に、開示が最も集中する午後 3 時の四半期決算発表については、システムを安定的に運用する観点から、発表時間を 1 分以上前後に移行する方向で再検討いただくようお願いします。
- ・ T D n e t にて開示する開示情報がある時刻において分間当たり一定件数以上となった場合には、T D n e t オンライン登録サイトにおいて当該時刻に開示しようとした場合に以下のエラーメッセージが表示されます。

ご指定いただいた「開示指定日時」は、既に開示件数の上限に達していますので、指定日時では提出することができません。「開示指定日時」に別の時刻を指定下さい。

- ・ 当該エラーメッセージが表示された場合は、当該時刻に開示できないため、「開示指定日時」を変更して、登録するようにしてください。なお、「開示指定日時」を変更した際、T D n e t における四半期決算開示と同時に名証記者クラブへの投込み及び記者会見等を予定している場合には、同様に時刻を変更する必要がある点についてもご留意ください。

〔四半期報告書の提出遅延について〕

- ・ 四半期報告書（四半期レビュー報告書を含む。）が法定期限までに提出されない又は提出できる見込みがない場合には、法定期限の翌日に監理銘柄（確認中）に指定され、さらに、法定期限経過後 1 か月以内に提出されない場合は、当該銘柄の上場が廃止されることとなります。

〔四半期報告書の提出期限の延長に係る開示について〕

- ・ 四半期報告書の提出期限の延長に係る財務局長等の承認を受けた場合には、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

※ 開示内容その他の実務上の取扱いについては、当該項目の取扱い等を参照してください。

〔四半期決算短信の追加開示について〕

- ・ 投資者の投資判断上有用な情報を早期に開示する観点から、まず必須の内容について四半期決算短信の開示をした後、四半期報告書を提出するまでの間、その他有用な情報の開示が可能となった段階で、四半期決算短信の追加開示を行うことができます。

※ 追加開示を行う場合、表題を「(追加) 元の四半期決算短信の表題」としてください。

□ 2. TDnet への登録ファイルについて

- ・ 四半期決算短信を TDnet への登録する際は、以下の 4 つのファイルを登録してください。

ファイル名	対象となる情報	備考
①全文 PDF ファイル	四半期決算短信（全体）	サマリー情報及び添付資料（財務諸表を含む。）の PDF ファイル
②サマリー PDF ファイル （※ 1）	四半期決算短信（サマリー情報）	サマリー情報の PDF ファイル
③サマリー XBRL ファイル		TDnet オンライン登録サイトで作成したサマリー情報の XBRL ファイル
④財表 XBRL ファイル	下記参照（※ 2）	自社で作成した XBRL ファイル

※ 1 サマリー PDF ファイルは、TDnet オンライン登録サイト上で作成した XBRL ファイルから作成することが可能です。また、サマリー PDF ファイルを、上場会社各社で用意した Word ファイル等により作成することもできますが、その際には、サマリー PDF ファイルとサマリー XBRL ファイルの記載事項や記載内容に齟齬が生じないように、十分に注意してください。

※ 2 財表 XBRL ファイルの対象となる情報は、次のとおりです。なお、四半期決算短信に添付する財務諸表（PDF ファイル）と財表 XBRL ファイルの記載事項や記載内容に齟齬が生じないように、十分に注意してください。

様 式	対 象 と な る 情 報	
	連 結 財 務 諸 表	個 別 財 務 諸 表
四半期第 1 号様式〔日本基準〕（連結）	必 要	不 要
四半期第 2 号様式〔日本基準〕（非連結）	—	必 要
四半期第 3 号様式〔IFRS〕（連結）	任 意	不 要
四半期第 4 号様式〔米国基準〕（連結）	不 要	不 要
四半期第 5 号様式〔日本基準〕（連結）（特定 2 Q）	必 要	必 要 （開示しない場合は不要）
四半期第 6 号様式〔日本基準〕（非連結）（特定 2 Q）	—	必 要
四半期第 7 号様式〔IFRS〕（連結）（特定 2 Q）	任 意	必 要 （開示しない場合は不要）

※ TDnet の登録方法等については、TDnet オンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」を参照してください。

□ 3. 開示資料に関する留意事項・要請事項

〔他の項目の開示義務の対象となる内容を開示する場合の取扱い〕

- ・ 四半期決算短信に、他の開示項目に係る開示義務の対象となる内容が含まれている場合であって、当該内容を四半期決算発表前に開示していないときは、該当する項目について、別途開示を行う必要があります。

※ 四半期決算発表と同時に発表となる可能性のある事実は、主として以下の項目が考えられます。

イ. 剰余金の配当

(直近の配当予想の額(配当予想の額を開示していない場合にあっては、前事業年度の配当実績額)と異なる額の剰余金の配当を決定した場合のみ)

ロ. 固定資産の譲渡又は取得

ハ. 固定資産のリース

ニ. 代表取締役又は代表執行役の異動(※)

ホ. その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事項(決定事実)

ヘ. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ト. その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事実(発生事実)

チ. 業績予想の修正・予想値と決算値との差異等

リ. 配当予想の修正等

※ 最高経営責任者(社長等)が異動する場合には、代表取締役等の異動に該当しないときでも、開示することが望まれます。

〔合併等の組織再編行為により上場廃止となった場合の取扱い〕

- ・ 上場会社(国内の他の取引所に上場されているものを含む)同士の合併や株式交換、新設される会社が新たに上場されることとなる株式移転、会社分割を行った場合等において、上場会社が四半期決算発表を行わないまま、上場廃止となった場合は、原則として、継続して上場している会社(吸収合併の場合存続会社、新設合併の場合は新規上場会社等)が、当該上場廃止となった会社の四半期決算発表を行ってください。

〔わかりやすい決算発表資料の作成に関する要請〕

- ・ 上場会社各社の事業活動、経営成績及び財政状態に関する適切な情報開示を通じ、投資者の的確な投資判断を促すため、名証では、平成 11 年以来、財務諸表によって表示される数値情報だけでは読み取ることが困難な上場会社各社の経営実態について、上場会社自身がその分析・判断に基づいて説明を加え、その内容を文章情報として決算短信に記載するよう要請しています。
- ・ 四半期決算短信における文章情報の作成にあたっては、一般投資者がこれを直接利用する機会が増加していることを踏まえ、できる限りわかりやすい表現、見やすい表示を心掛けてください。
- ・ 具体的には、以下の点について配慮してください。
 - ・ 業種や業界における専門用語は、できる限り注釈を欄外に付してください。
 - ・ 文章表現は、難解な表現をできる限り避け、具体的に記載してください。
 - ・ 四半期決算説明会資料などの四半期決算補足説明資料においては、グラフや図表を積極的に活用し、見やすい表示を心掛けてください。
 - ・ 開示資料作成にあたって、わかりやすさの観点から文書や数字をカラー表示することもご検討ください。

■ 四半期決算短信以外の対応

〔四半期決算短信以外の投資者ニーズを踏まえた対応について〕

- ・ 名証は、上場会社に対し、四半期決算短信の開示にとどまらず、投資者のニーズを踏まえた追加的な対応を行うよう要請しています。
- ・ 四半期決算短信以外に投資者ニーズを踏まえた対応の具体例は、以下のとおりです。

(具体例)

- ・ 四半期決算補足説明資料の作成
- ・ 四半期決算説明会・電話会議（カンファレンス・コール）の開催など説明機会の確保
- ・ 上記説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報の提供
- ・ 四半期決算短信や四半期決算補足説明資料の英訳、英訳情報の提供、海外向け説明会の開催 等

〔四半期決算補足説明資料の公平な提供等について〕

- ・ 上場会社は、四半期決算の内容について補足説明資料を作成し、四半期決算説明会などにおいて投資者へ提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが義務づけられています。

【適時開示等規則第 4 6 条の 3】

- ・ 公平な情報提供方法の具体例は、以下のとおりです。

(具体例)

- ・ 自社のホームページに一定期間掲載する。
- ・ 投資者から求めがあった場合に郵送する。
- ・ T D n e t を利用して周知する。
- ・ 四半期決算補足説明資料を提供する四半期決算説明会の出席者を限定せずに、広く参加できるようにする。

〔環境、CSR、知的財産等に関連した報告書の開示について〕

- ・ 上場会社が、環境、CSR（企業の社会的責任）、知的財産等に関連した自社の考え方等をまとめた資料を四半期決算補足説明資料とは別に独立した株主向けの報告書として作成、開示する場合には、四半期決算補足説明資料と同様に、公平な情報提供に努めることが望ましいと考えられます。

● 決算短信・四半期決算短信の変更・訂正

- ・ 決算短信・四半期決算短信を開示した後に、開示した内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合は当該変更又は訂正の内容を「決算発表資料の訂正」として開示することが義務づけられています。
- ・ ただし、開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な変更・訂正である場合を除き、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとしています。

【適時開示等規則第 16 条第 1 項、第 2 項】

〔変更又は訂正に係る留意点〕

- ・ 決算短信・四半期決算短信の開示時に PDF ファイルの内容と XBRL ファイルの内容に不一致（一方又は双方の誤り）があった場合には、その内容の如何にかかわらず、直ちに訂正の開示を行ってください。

〔訂正開示資料の作成〕

- ・ 所定の開示様式例に従い、訂正内容に係る正誤表・訂正理由を記載した資料を作成し、開示してください。また、XBRL ファイルの訂正・変更を行う場合は、修正した XBRL ファイルを開示してください。

※ 開示資料の表題は、以下のとおりにしてください。

- ・ PDF ファイルのみを訂正する場合 : 「(訂正)」を冒頭に付す。
- ・ XBRL ファイルのみを訂正する場合 : 「(数値データ訂正)」を冒頭に付す。
- ・ 両方のファイルを訂正する場合 : 「(訂正・数値データ訂正)」を冒頭に付す。

※ 決算発表資料を記者クラブ等で配布した場合は、訂正内容を記者クラブに連絡することが求められます。

※ TDnet の登録方法等については、TDnet オンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」を参照してください。

(開示様式例) 開示資料・数値データの訂正

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (コード：〇〇〇〇、名証第〇部)
問合せ先 取締役広報・I R 部長 〇〇 〇〇
 (TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

(訂正・数値データ訂正) 元の開示資料の表題を記入

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分に発表した表記開示資料について訂正がありましたのでお知らせします。また、数値データにも訂正がありましたので訂正後の数値データも送信します。

1. 訂正の内容

2. 訂正の理由

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上

(開示様式例) 開示資料の訂正

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (コード：〇〇〇〇、名証第〇部)
問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇
 (TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

(訂正) 元の開示資料の表題を記入

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分に発表した表記開示資料について訂正がありましたのでお知らせします。なお、数値データについては、訂正はありません。

1. 訂正の内容

2. 訂正の理由

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上

(開示様式例) 数値データの訂正

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (コード：〇〇〇〇、名証第〇部)
問合せ先 取締役広報・I R 部長 〇〇 〇〇
 (TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

(数値データ訂正) 元の開示資料の表題を記入

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分に発表した表記開示資料について訂正がありましたのでお知らせするとともに、訂正後の数値データを追加送信します。

なお、開示資料については、訂正はありません。

訂正の内容

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上

(開示様式例) 数値データの追加

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (コード：〇〇〇〇、名証第〇部)
問合せ先 取締役広報・I R 部長 〇〇 〇〇
 (TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

(数値データ追加) 元の開示資料の表題を記入

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分に発表した表記開示資料について、添付しなかった数値データを追加送信します。

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上

● 決算短信・四半期決算短信の作成、開示にあたってのQ & A

<決算短信・四半期決算短信共通の事項>

○ 全般	43
□ 決算短信・四半期決算短信の作成根拠	43
Q . 決算短信・四半期決算短信を作成・公表する根拠は何ですか。	43
□ 開示内容	43
Q . 「名証が必須の内容として開示を要請する事項」は、必ず開示することが求められますか。	43
Q . 「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」について、上場会社は自由な判断で開示の要否を選択することができるのですか。	44
Q . 「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」の開示の要否について、「投資者ニーズ」が把握できない場合は、上場会社はどのように判断したらよいのですか。	44
□ XBRL	44
Q . XBRLとは何ですか。また、決算短信等の開示においてXBRLが導入されることによりどのような効果が期待されるのですか。	44
○ サマリー情報全般	45
□ 全般	45
Q . サマリー情報において、当期・前期の順序の決まりはありますか。	45
□ 数値等の計算及び記載方法	45
Q . 1株当たり指標や対前期増減率等の計算の基礎となる数値は、端数処理を行ったものと端数処理を行う前のもののどちらを使用すればよいのですか。	45
Q . 決算短信・四半期決算短信に数値を記載する際に、「0」と「-」はどのように使い分ければよいのですか。	45
Q . 決算短信・四半期決算短信に記載する数値の単位未満を端数処理した結果、当該数値が「0」となる場合はどのように記載したらよいのですか。	46
Q . 決算短信・四半期決算短信の作成要領では、百万円単位で記載することとされていますが、千円単位で記載することに問題はありますか。	46
Q . 端数処理の方法を変更することに問題はありますか。	46
□ 対前期（対前年同四半期）増減率の計算及び記載方法	46
Q . 対前期（対前年同四半期）増減率はどのように計算すればよいのですか。	46
Q . 対前期（対前年同四半期）増減率について、当期（当四半期）・前期（前年同四半期）の一方若しくは両方がマイナスとなる場合や、増減率が1,000%以上となる場合はどのように記載すればよいのですか。	46
○ 表題部分の記載方法	47
□ 公益財団法人財務会計基準機構ロゴマークの掲載	47
Q . 公益財団法人財務会計基準機構会員ロゴマークは必ず掲載しなければならないものですか。	47
□ 上場会社名	47
Q . 会社名として登記（定款）上の商号と異なる呼称を用いている場合の「上場会社名」の記載はどうすればよいのですか。	47
□ URL	47
Q . 自社のホームページでは、トップページから投資者向けのIRコーナーに直接リンクしていませんが、「URL」の記載はどうすればよいのですか。	47
□ 問合せ先責任者	48
Q . 「問合せ先責任者」は、情報取扱責任者又は役員でなければならないのですか。	48
□ 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料	48
Q . 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料を作成していませんが、作成する必要はありますか	

か。また、作成した場合、公表する必要がありますか。.....	48
Q . 公平な情報提供の対象となる補足説明資料とはどのようなものですか。.....	48
Q . 決算短信・四半期決算短信に、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料を添付してT D n e t 登録を行う場合について、「決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料作成の有無」は、「有」に該当するのですか。.....	49
□ 決算説明会・四半期決算説明会.....	49
Q . 決算説明会・四半期決算説明会を開催していませんが、開催する必要がありますか。また、開催した場合、説明会資料を公表する必要がありますか。.....	49
Q . 例えば、通期決算・四半期決算内容の開示後に、アナリスト向けの電話会議の実施を予定している場合も「決算説明会・四半期決算説明会開催の有無」を「有」としてよいのですか。.....	49
○ 1株当たり指標の計算及び記載方法.....	50
□ 株式分割を行う場合等の1株当たり指標.....	50
Q . 株式分割を行う場合等において、どのように1株当たり指標を算定すればよいですか。.....	50
□ 潜在株式がない場合等における潜在株式調整後1株当たり指標.....	50
Q . 潜在株式がない場合や、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合に、どのように潜在株式調整後1株当たり指標（米国基準適用会社にあつては希薄化後1株当たり指標）を記載すればよいですか。また、1株当たり当期損失等の場合はどのように記載すればよいですか。.....	50
○ 配当の状況、配当予想の開示.....	50
Q . 株式分割等を行った場合には、どのように配当の状況を記載すればよいですか。.....	50
Q . 記念配当、特別配当がある場合、どのように配当の状況を記載すればよいですか。.....	50
Q . 配当原資に資本剰余金が含まれる場合、どのように配当の状況を記載すればよいですか。.....	51
Q . 普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合、どのように配当の状況を記載すればよいですか。.....	52
Q . 現物配当がある場合、どのように配当の状況を記載すればよいですか。.....	52
○ 業績予想の開示.....	53
Q . 経営環境が極めて大きく変化しているため、業績予想の開示を控えても構わないでしょうか。.....	53
Q . 株式分割等による株式数の増加・減少が予定されている場合、どのように1株当たり予想当期純利益を算定するのですか。.....	53
Q . 1株当たり予想当期純利益が変わらないにもかかわらず、自己株式の取得や株式分割等により期中平均株式数が増加となった場合、「業績予想の修正等」として別途開示する必要がありますか。.....	53
○ サマリー情報におけるその他の開示.....	54
□ 期中・当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動.....	54
Q . 前年度末に連結対象外としていた子会社が、期中に連結対象の特定子会社となりました。「期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）」は「有」になりますか。.....	54
□ 監査手続・四半期レビュー手続の実施状況に関する表示.....	54
Q . 監査手続・四半期レビュー手続の実施状況は必ず表示することが求められますか。また、記載例として掲げられているとおりに記載する必要がありますか。.....	54
□ 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料、決算説明会内容の入手方法.....	55
Q . 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料、決算説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法は、どのように記載すればよいですか。.....	55
○ その他.....	55
□ 決算短信・四半期決算短信の変更・訂正.....	55
Q . 決算短信・四半期決算短信を開示した後に誤りがあることが判明しました。投資者の投資判断には影響が乏しいと考えられますが、有価証券報告書・四半期報告書の提出後遅滞なく開示することで差し支えありませんか。.....	55

- 連結作成初年度の取扱い 56
 - Q . 期中に子会社を取得したため、当該事業年度から（四半期）連結財務諸表の作成を行う場合、決算短信・四半期決算短信の記載はどのようにすべきですか。 56
- 配当決議前における当期配当欄の記載方法 56
 - Q . 会社法上の配当決議前ですが、当期配当欄をどのように記載すればよいのですか。 56

＜決算短信に関する事項＞

- 決算期の変更に係る経過期間に一時的に変則決算を行う場合の業績予想の取扱い 57
 - Q . 決算期の変更に係る経過期間に一時的に変則決算を行う場合、業績予想はどのように開示すればよいですか。 57
- 役員の異動 57
 - Q . 決算短信の開示時点では、代表取締役以外の取締役の異動について取締役会決議を行いませんが、当社では、投資者ニーズを踏まえ、「役員の異動」として開示すべき事項であると考えています。具体的には、いつどのように開示すればよいのですか。 57

＜四半期決算短信に関する事項＞

- サマリー情報全般 58
 - 会計期間に係る情報（3か月情報）の開示 58
 - Q . 四半期決算短信（サマリー情報）では累計期間に係る指標を開示することとなっていますが、会計期間に係る情報（3か月情報）の開示を行いたい場合にはどのように開示すればよいのですか。 58
- 業績予想・配当予想の開示 58
 - Q . 決算短信や第1四半期決算短信で第2四半期の個別業績予想を行う一方、第2四半期決算短信で個別業績を非開示とすることに問題はありますか。 58
 - Q . 四半期決算短信において業績予想、配当予想の修正を行う場合、どのように記載すべきですか。 58
 - Q . 株式分割等により1株当たり予想指標が変化した場合、どのように開示すればよいのですか。 ... 59
- その他 59
 - 決算期変更や株式移転等に伴い新設会社となった場合等における変則決算の取扱い 59
 - Q . 決算期変更や株式移転等に伴い新設会社となった場合等には、どのように開示すればよいのですか。 59

＜決算短信・四半期決算短信共通の事項＞

○ 全般

□ 決算短信・四半期決算短信の作成根拠

Q . 決算短信・四半期決算短信を作成・公表する根拠は何ですか。

A . 適時開示等規則第4条により、上場会社は、通期決算・四半期決算に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

上場会社の決算情報は、投資者の投資判断に重大な影響を与える様々な会社情報の中でも、最も基本的な情報の一つであり、投資者に合理的な投資判断を促し、公正かつ円滑な価格形成を担保するために、上場会社各社が少なくとも必要最低限な情報を公表することが必要です。そのため、名証では、上場会社が決算発表を行う際に、一定程度の開示内容と比較可能性を確保するため、決算短信及び四半期決算短信の様式・作成要領を定め、それに基づく開示を要請しています。

□ 開示内容

Q . 「名証が必須の内容として開示を要請する事項」は、必ず開示することが求められますか。

A . 「名証が必須の内容として開示を要請する事項」は、投資者の投資判断上重要な情報として、すべての上場会社に対して開示することが求められる内容であると考えられます。

そのため、名証からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

なお、特段の理由なく開示を行わない場合は、投資判断上重要と認められる情報が欠けるものとして、適時開示等規則に抵触するおそれもありますので、十分に留意してください。

(参考)

適時開示等規則第1条第2項 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

適時開示等規則第12条 この章の規定は会社情報の適時開示等について上場会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場会社は、同章の規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。

Q . 「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」について、上場会社は自由な判断で開示の要否を選択することができるのですか。

A . 「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」とは、IR活動等を通じて上場会社が日常的に接している投資者（投資者のために投資判断情報の分析・提供を行う証券アナリストその他の情報仲介者等を含む。）のニーズに応じ、よりの確な形式及び内容によって決算内容の開示を行っていただくとともに、上場会社における開示資料の作成負担（補足説明資料等の作成に伴う二重作業の負担、投資判断上の有用性が低い情報の早期作成に伴う作業負担等）を軽減する観点から、原則として、上場会社の判断によって、投資者ニーズに応じた的確な開示内容を選択するものと整理された事項であり、名証が共通に開示を求める最低限の事項を除く内容を指しています。

最終的な開示の要否の判断は、上場会社が行うこととしておりますが、その過程においては、投資者のニーズを踏まえ、投資判断情報としての有用性に十分に配慮する必要があります。

開示の要否の判断を行う場合には、上記の趣旨を踏まえ、十分な検討を行うようにしてください。

Q . 「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」の開示の要否について、「投資者ニーズ」が把握できない場合は、上場会社はどのように判断したらよいのですか。

A . 「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」の趣旨を踏まえると、上場会社が、開示の要否の判断に、十分な材料や根拠を有していない場合に、開示事項の省略を行うことは、その趣旨には合致しないものと思われます。

一般論として、「投資者ニーズ」については、同業他社の動向などを参考にしつつ、継続的なIR活動等を通じた株主・投資者又は証券アナリスト等との対話を通じて把握いただくことを想定していますが、これに限定されるものではありません。

□ XBRL

Q . XBRLとは何ですか。また、決算短信等の開示においてXBRLが導入されることによりどのような効果が期待されるのですか。

A . XBRLとは、決算短信等の各種財務報告用の情報について、その作成・流通・利用の促進を可能とするために、XBRL Internationalによって国際的に標準化された電子開示に適したコンピュータ言語です。

XBRL文書は、勘定科目や項目名などの要素名、表示名、属性（金額、日付等）、各要素間の関係（様式、親子関係等）などについて定義した用語集であるタクソノミと、会計システム等のシステムから作成されたデータ（財務諸表数値など）に、タクソノミで定義された意味付け（タグ付け）をすることで、コンピュータが理解できるようにした報告書データの本体としてのインスタンス文書から構成されています。

決算短信等の開示についてXBRLが導入されることにより、情報の作成者・利用者について、以下の効果が期待できます。

○投資者・アナリスト

T D n e t からダウンロードしたXBRLデータを直接システムに取り込むことにより、再入力することなく容易にデータの加工・分析が可能となり、再入力・転記・加工などの際の時間の節約、入力・転記ミスの防止、大量の財務情報の効率的な処理が期待されます。

○上場会社

XBRLを利用して決算短信等の資料を作成することにより、財務処理関連作業の時間短縮、論理チェック機能などを利用した作成ミスの防止、投資者に対する詳細なデータ提供が期待されます。

○ サマリー情報全般

□ 全般

Q . サマリー情報において、当期・前期の順序の決まりはありますか。

A . サマリー情報では、当期を上段に、前期を下段に記載してください。
なお、「2. 配当の状況」においては、前期、当期、次期の順に記載してください。

□ 数値等の計算及び記載方法

Q . 1株当たり指標や対前期増減率等の計算の基礎となる数値は、端数処理を行ったものと端数処理を行う前のもののどちらを使用すればよいのですか。

A . 端数処理を行う前の数値を基礎として計算してください。

Q . 決算短信・四半期決算短信に数値を記載する際に、「0」と「－」はどのように使い分ければよいのですか。

A . 決算短信・四半期決算短信の「サマリー情報」に記載する財務数値（1株当たり配当金を除く。）及び財務指標については、記載すべき数値が「0」となる場合（端数処理の結果、0となった場合を含みます。）には、そのまま「0」と記載してください。そもそも該当する数値が存在しない項目である場合には、「－」と記載してください。

ただし、「配当の状況」における、1株当たり配当金については、定款に基準日の定めがあるにもかかわらず配当を行わない場合（次期（予想）欄にあっては、配当を行わない予想である場合）には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において基準日の定めがないため配当を行わない場合には、「－」を記入してください。

Q . 決算短信・四半期決算短信に記載する数値の単位未満を端数処理した結果、当該数値が「0」となる場合はどのように記載したらよいのですか。

A . そのまま「0」と記載してください。端数処理する以前の数値が負の数（マイナス）である場合には、「△0」と記載してください。

Q . 決算短信・四半期決算短信の作成要領では、百万円単位で記載することとされていますが、千円単位で記載することに問題がありますか。

A . 決算短信・四半期決算短信の「サマリー情報」については、他社との比較を容易にする観点から、百万円単位で記載してください。ただし、添付資料については、千円単位のことを記載していただいても差し支えありません。

Q . 端数処理の方法を変更することに問題がありますか。

A . 端数処理の方法は、有価証券報告書・四半期報告書と端数処理方法を合わせるための変更など合理的な理由がある場合を除き、直前の前期又は四半期と同一の方法としてください。

□ 対前期（対前年同四半期）増減率の計算及び記載方法

Q . 対前期（対前年同四半期）増減率はどのように計算すればよいですか。

A . 対前期（対前年同四半期）増減率は以下のとおり計算してください。

$$\{ (\text{当期の数値} / \text{前期の数値}) - 1 \} \times 100$$

※ 小数第一位未満を原則として四捨五入し、小数第一位まで記載してください。

※ マイナスとなる場合は「△」を追加してください。

Q . 対前期（対前年同四半期）増減率について、当期（当四半期）・前期（前年同四半期）の一方若しくは両方がマイナスとなる場合や、増減率が1, 000%以上となる場合はどのように記載すればよいですか。

A . 対前期（対前年同四半期）増減率について、当期（当四半期）・前期（前年同四半期）の一方若しくは両方がマイナスとなる場合や、増減率が1, 000%以上となる場合は「－」と記載してください。

○ 表題部分の記載方法

□ 公益財団法人財務会計基準機構ロゴマークの掲載

Q . 公益財団法人財務会計基準機構会員ロゴマークは必ず掲載しなければならないものですか。

A . 上場会社は、公益財団法人財務会計基準機構への加入状況を開示することが義務づけられていますが、その際、決算短信（サマリー情報）に、同財団ロゴマークを掲載することで、当該開示に代替することも可能としています。

決算短信・四半期決算短信（サマリー情報）において、同財団ロゴマークを掲載することは義務づけられていませんが、会計基準設定主体を支え、会計基準の整備及び開示に積極的な姿勢で取り組んでいることを投資者・マーケットにより強くアピールすることが可能となると考えられますので、できる限り掲載するようにしてください。

なお、同財団の会員ではない場合、当然に、同財団ロゴマークを掲載することはできません。

※ 公益財団法人財務会計基準機構会員ロゴマークは、財務会計基準機構ホームページ (<http://www.asb.or.jp/>) からダウンロードすることができます。

□ 上場会社名

Q . 会社名として登記（定款）上の商号と異なる呼称を用いている場合の「上場会社名」の記載はどのような方がいいのですか。

A . 決算短信・四半期決算短信の上場会社名には、登記（定款）上の商号を記載することを原則としていますが、登記（定款）上の商号と異なる呼称を用いる場合には、登記（定款）上の商号を括弧書きで併記してください。これについては、決算短信・四半期決算短信以外の開示資料を作成する場合にも同様となります。

□ URL

Q . 自社のホームページでは、トップページから投資者向けのIRコーナーに直接リンクしていませんが、「URL」の記載はどのような方がいいのですか。

A . 決算短信・四半期決算短信のURL欄には、投資者に対する投資判断情報を掲載しているページのURLを記載していただくことを原則としています。したがって、トップページから投資者向けのIRコーナーへの直接のリンクがないような場合には、IRコーナーのディレクトリを含むURLを記載することが望まれます。

なお、自社のホームページ用サーバにIRを目的とする内容を掲載していない場合でも、例えばIR専門業者などの開設するホームページの自社を紹介するスペースが存在し、当該箇所へのリンクが自社のホームページ内にある場合には、当該リンクのある自社のホームページのURLを記載することが適切であると考えられます。

□ 問合せ先責任者

Q . 「問合せ先責任者」は、情報取扱責任者又は役員でなければならないのですか。

A . 発表した内容に関する問合せ等に対して、責任をもって正確に回答できる方であれば、情報取扱責任者又は役員でなくとも差し支えありません。

□ 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料

Q . 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料を作成していませんが、作成する必要がありますか。また、作成した場合、公表する必要がありますか。

A . 上場会社は、決算短信・四半期決算短信以外に、上場会社に対する投資者ニーズを踏まえ、通期決算・四半期決算の内容を投資者にわかりやすく伝達するため、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料の作成などの対応を行うことが望まれます（名証として作成を強制するものではありません。）。

なお、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料を作成し、決算説明会・四半期決算説明会などにおいて投資者に提供する場合には、適時開示等規則上、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが義務づけられています。

(参考)

適時開示等規則第46条の3 上場会社は、第4条の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めなければならない。

Q . 公平な情報提供の対象となる補足説明資料とはどのようなものですか。

A . 公平な情報提供の対象となる補足説明資料は、決算説明会・四半期決算説明会において配布する資料等が考えられ、実務上対応可能な範囲でできる限り公平な情報提供に努めることが求められます。

ただし、特定の一部の者に対して、未開示・未公表の投資判断上重要な情報の提供を行うことは適切ではないと考えられることから、投資者の投資判断上重要と考えられる情報については、できる限り決算短信・四半期決算短信において開示することや、補足説明資料等として公表することが望まれます。

Q . 決算短信・四半期決算短信に、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料を添付してT D n e t登録を行う場合について、「決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料作成の有無」は、「有」に該当するのですか。

A . 決算短信・四半期決算短信の添付資料に決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料として作成した内容が含まれている場合には「有」としてください。なお、その場合には、添付資料の目次等において、その旨（決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料として作成した内容が添付されている旨）を記載してください。

□ 決算説明会・四半期決算説明会

Q . 決算説明会・四半期決算説明会を開催していませんが、開催する必要はありますか。また、開催した場合、説明会資料を公表する必要はありますか。

A . 上場会社は、決算短信・四半期決算短信以外に、上場会社に対する投資者ニーズを踏まえ、通期決算・四半期決算の内容を投資者にわかりやすく伝達するため、決算説明会・四半期決算説明会など投資者に対する的確な説明機会を設けるなどの対応を行うことが望まれます（名証として開催を強制するものではありません。）。

また、セントレックス上場会社は、有価証券上場規程上、上場の日以後3年間において年2回以上、当該上場会社に対する投資に関する説明会（会社説明会）を開催することが義務づけられています。

※ 決算補足説明資料（決算説明会・四半期決算説明会において配布する資料等）については、「□ 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料」を参照してください。

Q . 例えば、通期決算・四半期決算内容の開示後に、アナリスト向けの電話会議の実施を予定している場合も「決算説明会・四半期決算説明会開催の有無」を「有」としてよいのですか。

A . 通期決算・四半期決算内容の開示後に、アナリストを対象とする電話会議を行う場合についても、決算説明会・四半期決算説明会に該当するものとして、該当欄を「有」とし、「(アナリスト向け)」と記載してください。なお、名証記者クラブにおいて報道機関を対象に実施する記者会見については、決算説明会・四半期決算説明会に含めないでください。

○ 1株当たり指標の計算及び記載方法

□ 株式分割を行う場合等の1株当たり指標

Q . 株式分割を行う場合等において、どのように1株当たり指標を算定すればよいですか。

A . 株式分割等を行った場合、前期数値をそのまま記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に株式分割等を行った旨を記載してください。

なお、業績予想における1株当たり指標については、株式分割等を行うことを予定している場合、利益分母の期中平均株式数を算定するにあたり、可能な範囲で当該株式分割等による株式数の増減を反映させて算定してください。また、その場合、その旨及び期中平均株式数の算定上の根拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に記載してください。

□ 潜在株式がない場合等における潜在株式調整後1株当たり指標

Q . 潜在株式がない場合や、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合に、どのように潜在株式調整後1株当たり指標（米国基準適用会社にあつては希薄化後1株当たり指標）を記載すればよいですか。また、1株当たり当期損失等の場合はどのように記載すればよいですか。

A . 該当する数値が存在しないため、「－」と記載してください。

○ 配当の状況、配当予想の開示

Q . 株式分割等を行った場合には、どのように配当の状況を記載すればよいですか。

A . 株式分割等を行った場合の配当金額の記載は、遡及修正等はせずに、実際の配当金の額及び配当予定額の数値をそのまま記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に株式分割等を行った旨を記載してください。

なお、遡及修正値等を記載する場合には、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて記載してください。

Q . 記念配当、特別配当がある場合、どのように配当の状況を記載すればよいですか。

A . 当期又は当四半期の末日を基準日とする「配当金」に、記念配当又は特別配当がある場合には、配当の状況欄の欄外に記念配当又は特別配当の金額を記載してください。

[記載例]

(注) 期末配当金の内訳 記念配当 円 銭 特別配当 円 銭

Q . 配当原資に資本剰余金が含まれる場合、どのように配当の状況を記載すればよいですか。

A . 当期又は当四半期の末日を基準日とする配当原資に資本剰余金が含まれる場合は、配当の状況欄の欄外にその旨を記載し、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて、その内訳（1株当たり配当金、資本剰余金を配当原資とする配当金総額）及び純資産減少割合（所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）を記載してください。

[記載例]

①決算短信の場合

■欄外注記

（注）〇年〇月期の配当原資には、資本剰余金が含まれています。詳細は、後述の「資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳」をご覧ください。

■内訳

資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳

〇年〇月期の配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりです。

基準日	期末	合計
1株当たり配当金	円 銭	円 銭
配当金総額	百万円	百万円

（注）純資産減少割合 0.000

②四半期決算短信の場合

■欄外注記

（注）〇年〇月期第〇四半期の配当原資には、資本剰余金が含まれています。詳細は、後述の「資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳」をご覧ください。

■内訳

資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳

〇年〇月期第〇四半期の配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりです。

基準日	第〇四半期末
1株当たり配当金	円 銭
配当金総額	百万円

（注）純資産減少割合 0.000

Q . 普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合、どのように配当の状況を記載すればよいですか。

A . 普通株式（上場株式）と権利関係の異なる種類株式を発行している場合、当該種類株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金と区分して記載してください。配当の状況欄の欄外にその旨を記載し、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて、その配当の状況を記載してください。

[記載例]

■欄外注記

(注) 上記「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当社が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式（非上場）の配当の状況については、後述の「種類株式の配当の状況」をご覧ください。

■内訳

種類株式の配当の状況

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳は以下のとおりです。

A種株式	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 * 月期					
**年 * 月期					
**年 * 月期(予想)					

Q . 現物配当がある場合、どのように配当の状況を記載すればよいですか。

A . 「2. 配当の状況」において記載すべき決算期に属するいずれかの日を基準日として現物配当（配当財産が金銭以外の配当）を行った場合（予定を含む）には、配当の状況欄の欄外にその旨を記載し、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価の総額及び1株当たり価額、効力発生日（予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価格の総額及び1株当たり価額）を記載してください。

株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額を記載してください。また、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合にはその旨及びその数を記載してください。

※ 現物配当（現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む。）は、1株当たり配当金の算定上、配当には含めず算定してください。

○ 業績予想の開示

Q . 経営環境が極めて大きく変化しているため、業績予想の開示を控えても構わないでしょうか。

A . 上場会社が決算短信等において開示する業績予想は、業績の見通しに関して最も詳細かつ正確な情報を有する上場会社自身によりその見通しが示されるものであり、極めて重要な投資判断情報として投資者に広く利用されているものです。一方で、経営環境が極めて大きく変化している状況にあるのであれば、そのことについて、十分に投資者の理解を促すことも重要です。

これらを踏まえ、経営環境が極めて大きく変化しているようなケースにおいても、業績予想の前提及びその変動可能性に関する記載を充実し、業績予想を積極的に開示するようにしてください。また、その後、経営環境の変化が生じ、業績に変動を与える事情が生じた場合には速やかに業績予想の見直しの検討を行い、業績予想の修正を開示することが望まれます。

なお、特定の数値による予想が困難な場合には、業績予想はレンジ形式による開示でも差し支えありません（レンジ形式による開示の留意点については、「**■ 決算短信（サマリー情報）作成上の留意事項・要請事項 ②業績予想の開示について**」を参照してください。）。

※ 業績予想の特定の数値による開示を取りやめることを検討している場合には、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

Q . 株式分割等による株式数の増加・減少が予定されている場合、どのように1株当たり予想当期純利益を算定するのですか。

A . 分母の期中平均株式数を算定するにあたり、株式分割等による株式数の増加・減少が予定されている場合には、可能な範囲で当該増加・減少を反映させて1株当たり予想当期純利益の算定を行ってください。

また、当該増加・減少を反映した期中平均株式数を基に1株当たり（予想）当期純利益を算定した場合には、その旨及び期中平均株式数の算定上の根拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄に記載してください。

Q . 1株当たり予想当期純利益が変わらないにもかかわらず、自己株式の取得や株式分割等により期中平均株式数が増加となった場合、「業績予想の修正等」として別途開示する必要がありますか。

A . 1株当たり予想当期純利益が変わらないにもかかわらず、自己株式の取得や株式分割等により、1株当たり予想当期純利益算出のための分母となる期中平均株式数が増加となった場合は、別途開示する必要はありません。

Q . 株式移転等により新設会社が上場する場合、当該新設会社についての業績予想の開示はどのように行えばよいのですか。

A . 株式移転又は新設合併等により、新設会社が株券上場審査基準第4条第3項に基づくテクニカル上場を行う場合は、原則として新規上場日に、当該新設会社に係る上場後最初の事業年度の業績予想を開示してください。

○ サマリー情報におけるその他の開示

□ 期中・当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

Q . 前年度末に連結対象外としていた子会社が、期中に連結対象の特定子会社となりました。「期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）」は「有」になりますか。

A . 「有」になります。

「期中における重要な子会社の異動」は、連結対象会社の変動状況について、前年度末と当年度末の決算数値を理解するうえで有用性の高いと思われる重要な子会社の異動状況のみを対象に、記載を求めることを主旨としています。

したがって、前年度末に特定子会社でなかった子会社（連結対象外）が、当年度末において特定子会社（連結対象）となった場合についても、「有」としてください（臨時報告書の提出要件や、適時開示規則上の軽微基準とは異なりますのでご注意ください）。

□ 監査手続・四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

Q . 監査手続・四半期レビュー手続の実施状況は必ず表示することが求められますか。また、記載例として掲げられているとおりに記載する必要がありますか。

A . 決算短信・四半期決算短信において開示される財務諸表は、金商法上の監査手続・四半期レビュー手続の対象外となるため、投資者に対して注意喚起を行う観点から、名証では、決算短信・四半期決算短信において財務諸表を開示する際には、監査手続・四半期レビュー手続の実施状況をサマリー情報において表示することを要請しています。したがって、名証からの要請と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

なお、作成要領の記載例はあくまで考えられる例であり、実際の監査手続・四半期レビュー手続の実施状況に即した説明を行うことが求められます。とりわけ、監査手続・四半期レビュー手続に関して公認会計士等との間に大きな意見の隔たりがあるなど、投資者に誤解が生じ得る特段の事情があるときには、その事情等について開示することが考えられます。

□ 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料、決算説明会内容の入手方法

Q . 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料、決算説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法は、どのように記載すればよいですか。

A . 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料、決算説明会内容の入手方法については、例えば、以下の記載例のように表示することが考えられます。

[記載例]

①決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料及び決算説明会内容の入手方法を記載する場合

- ・当社は、平成〇〇年〇月〇日（〇）に〇〇〇向けにネット・カンファレンスを開催する予定です。その模様及び説明内容（音声）については、当日使用する決算説明資料とともに、開催後速やかに当社ホームページに掲載する予定です。

②決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料の入手方法のみを記載する場合

- ・決算補足説明資料は決算短信に添付しています。
- ・決算補足説明資料はT D n e t で同日開示しています。
- ・決算補足説明資料は平成〇〇年〇月〇日（〇）に当社ホームページに掲載いたします。
- ・当社は、平成〇〇年〇月〇日（〇）に〇〇〇向け説明会を開催する予定です。この説明会で配布する決算説明資料については、開催後速やかに当社ホームページに掲載する予定です。

③決算説明会内容の入手方法のみを記載する場合

- ・当社は、平成〇〇年〇月〇日（〇）に〇〇〇向け説明会を開催する予定です。この説明会の動画については、開催後速やかに当社ホームページに掲載する予定です。

○ その他

□ 決算短信・四半期決算短信の変更・訂正

Q . 決算短信・四半期決算短信を開示した後に誤りがあることが判明しました。投資者の投資判断には影響が乏しいと考えられますが、有価証券報告書・四半期報告書の提出後遅滞なく開示することで差し支えありませんか。

A . 決算短信・四半期決算短信を開示した後に有価証券報告書・四半期報告書との差異が生じるなど、有価証券報告書・四半期報告書の提出前に変更・訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な変更・訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該変更・訂正の内容を開示することで差し支えありません。

投資者の投資判断上重要な変更・訂正の具体例として考えられる事項は、以下のとおりです。

(具体例)

- ・開示した指標値の概ね0.1%を超えるような変更・訂正
- ・サマリー情報として開示したPDFファイル・XBRLファイルの不整合・不一致
- ・サマリー情報と財務諸表の不整合・不一致

なお、変更・訂正の対象範囲は、決算短信・四半期決算短信（サマリー情報）及び必須の内容として開示要請している事項その他投資者の投資判断上重要な事項に限ります。これ以外の変更・訂正は、上場会社の判断において行うようにしてください。

また、決算短信・四半期決算短信の訂正を行う際は、①訂正の内容、②訂正の理由、③その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載してください。

□ 連結作成初年度の取扱い

Q . 期中に子会社を取得したため、当該事業年度から（四半期）連結財務諸表の作成を行う場合、決算短信・四半期決算短信の記載はどのようにすべきですか。

A . 連結財務諸表の作成初年度である場合には、比較対象となる前連結会計年度の数値等の記載欄については、すべて「－」を記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に連結財務諸表の作成初年度である旨を注記してください。

なお、期中に取得した子会社について、期末日に取得したものとみなして連結財務諸表を作成する場合などで、作成初年度において、所定の様式に沿って「決算短信」等の一部を作成できない場合にも、原則として、「－」を記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」にその旨を注記してください。

期中に子会社株式を譲渡するなどして、期末において連結すべき子会社が存在しなくなった場合についても、同様となります。

□ 配当決議前における当期配当欄の記載方法

Q . 会社法上の配当決議前ですが、当期配当欄をどのように記載すればよいのですか。

A . 会社法上の配当決議前の場合は、配当予定額を記載してください。

＜決算短信に関する事項＞

□ 決算期の変更に係る経過期間に一時的に変則決算を行う場合の業績予想の取扱い

Q . 決算期の変更に係る経過期間に一時的に変則決算を行う場合、業績予想はどのように開示すればよいですか。

A . 決算期の変更によって翌事業年度が変則決算となる場合の業績予想の開示すべき期間は、原則として次のとおり取り扱ってください。なお、これによることが難しい場合は、名証まで相談してください。

①翌事業年度が10か月未満の変則決算の場合

第2四半期（連結）累計期間、通期の期間の区切りで、最低10か月以上の期間の予想を開示してください（例えば、3か月決算の場合、翌期通期、翌々期第2四半期、翌々期通期）

②翌事業年度が10か月以上14か月未満の変則決算の場合

第2四半期（連結）累計期間の予想と、通期の予想を開示してください。

③翌事業年度が14か月以上の変則決算の場合

第2四半期（連結）累計期間、第4四半期（連結）累計期間、通期の予想を開示してください。

□ 役員の異動

Q . 決算短信の開示時点では、代表取締役以外の取締役の異動について取締役会決議を行いませんが、当社では、投資者ニーズを踏まえ、「役員の異動」として開示すべき事項であると考えています。具体的には、いつどのように開示すればよいですか。

A . 決議予定の内容を「役員の異動」として開示したうえで、決算短信の開示後に決議を行った時点で改めて開示する方法のほか、決算短信の迅速な開示の観点から、決算短信と切り離して、開示内容が定まった時点で開示する方法も考えられます。

＜四半期決算短信に関する事項＞

○ サマリー情報全般

□ 会計期間に係る情報（3か月情報）の開示

Q . 四半期決算短信（サマリー情報）では累計期間に係る指標を開示することとなっていますが、会計期間に係る情報（3か月情報）の開示を行いたい場合にはどのように開示すればよいですか。

A . 四半期決算短信（サマリー情報）では累計期間に係る指標を開示してください。
会計期間に係る情報（3か月情報）の開示を行いたい場合は、サマリー情報に3ページ目を追加し記載欄を設けて記載してください。

○ 業績予想・配当予想の開示

Q . 決算短信や第1四半期決算短信で第2四半期の個別業績予想を行う一方、第2四半期決算短信で個別業績を非開示とすることに問題はありますか。

A . 連結財務諸表作成会社（日本基準）、I F R S適用会社及び米国基準適用会社については、四半期個別財務諸表の開示は原則不要ですが、投資情報としての重要性が大きいものとして、決算短信等で第2四半期の個別業績予想の記載を行った場合には、第2四半期決算短信で個別業績を開示することが望まれます。

Q . 四半期決算短信において業績予想、配当予想の修正を行う場合、どのように記載すべきですか。

A . 四半期決算短信において、直近に開示された業績予想（前連結会計年度に係る決算短信において開示した業績予想を含む。）から修正する場合は、その修正が適時開示の重要性基準に該当するか否かに関わらず、欄外の「(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無」について「有」を選択してください。そのうえで、修正についての具体的な内容を、「連結業績予想に関する定性的情報」や業績予想の修正に係る開示資料に記載してください。

また、直近に開示された配当予想（前連結会計年度に係る決算短信において開示した配当予想を含む。）から修正する場合（当四半期連結会計期間末を基準日とする配当について、直前に開示された配当予想の金額と異なる金額の配当の決定を行った場合を含む。）には、欄外の「(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無」について「有」を選択してください。

(注) 業績予想の修正の修正内容が重要な場合又は配当予想の修正を行う場合には、四半期決算短信とは別に、業績予想の修正を開示してください。

〔記載例〕

通期の連結業績予想に関する事項については、本日（平成○年○月○日）公表の「平成**年*月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を参照してください。

Q . 株式分割等により1株当たり予想指標が変化した場合、どのように開示すればよいですか。

A . 株式分割等により1株当たり予想指標が変化した場合は、業績予想の修正とはなりません。
「当四半期における業績予想の修正有無」を「無」とした上で、変化した後の数値を記載してください。

○ その他

□ 決算期変更や株式移転等に伴い新設会社となった場合等における変則決算の取扱い

Q . 決算期変更や株式移転等に伴い新設会社となった場合等には、どのように開示すればよいですか。

A . 決算期変更を行った後や、新設合併や株式移転等に伴い新設会社が新たに上場した後において変則決算となった場合、法令上、四半期報告書の作成が義務づけられるときには、四半期決算短信の開示が必要となります。

（参考）開示ガイドライン24の4の7-1

定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が3月を超える場合には、四半期報告書の提出を要するものとする。ただし、当該四半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、四半期報告書を提出しないことができる。

なお、法令上、四半期報告書の提出義務が生じない場合（例えば、4か月決算の第1四半期、7か月決算の第2四半期、10か月決算の第3四半期）であっても、実務上対応可能な範囲で四半期決算短信を開示するようにしてください。